

質 疑 書(回答)

業務名 脱炭素経営支援業務委託

上記業務に係るプロポーザルに関する質問について、以下のとおり回答します。

番号	実施要領・仕様書等	頁・項等	質疑内容	回答
1			協力会社として、指名停止中の企業に無償で一部業務を依頼することは可能か。もし依頼が不可の場合、指名停止解除後に無償で一部業務を依頼することは可能か。	指名停止中の企業への再委託は認められません。また、無償での再委託についても同様に認められません。
2			業務の一項目(例えば支援対象事業者の募集・受付など)を無償で協力会社に全て担当してもらうことは可能か。	同上
3	要求水準書	4(1)③	伴走支援の方法に想定はあるか。(例えば各事業者の事業内容や設備等の調査はヒアリングベースで行っても良いか)	要求水準書4に定める業務内容のとおりです。
4	要求水準書	4(1)③	伴走支援を行う上で、少なくとも1回は対面で実施する必要があるか。全てオンラインで問題ないか。	全てオンラインでも問題ありません。
5	要求水準書	4(1)③	伴走支援社数が15社に満たなかった場合に減額等の処置があるか。	要求水準書6(4)のとおりです。
6	要求水準書	4(1)②ア	要求水準書によると、簡易な方法で数値化するべきと記載があるため、シナリオ策定が必要なSCOPE3の算定は不要だと認識している。同様の認識であるか。	SCOPE3の算定は必須ではありません。
7	要求水準書	4(1)③	弊社では、様々な業種におけるCO2削減の取り組み状況や効果について調査・検討を予定している。つきましては、その参考といたく、貴市が2024年11月に実施された「脱炭素経営セミナー」に関し、以下の点についてご教示いただきたい。 本セミナーは定員30社にて募集されていたが、各回の実際の参加社数をご教示いただきたい。 参加された企業の主な業種について、開示可能な範囲でご教示いただきたい。 本セミナーの成果として、受講後に実際にCO2削減の取り組みを開始または具体化された企業はあるのか。もし、そのような事例を把握されているのであれば、開示可能な範囲でその状況(例：取り組みを開始した企業数の概数、具体的な行動変化の傾向など)をご教示いただきたい。	本件プロポーザルに関する質疑ではないため、お答えできません。
8	要求水準書	4(1)③	伴走支援において、「省エネ最適化診断サービス」(事業者による費用負担あり)の活用を検討している。 このサービス費用について、支援先事業者が一旦サービス提供者へ立て替え払いを行い、後日、その立て替え分を本事業の支援対象経費(上限額内)として事業者へ払い戻す(償還する)という精算方法は可能か。	支援対象事業者の募集は、支援対象事業者の費用負担なしを前提として実施する必要があります。
9	要求水準書	4(1)⑤	貴市が中小企業の脱炭素化を推進するため、データは「汎用形式で出力可能」としたと理解している。この形式であれば、特別なツールを要さず、事業者自身が(データを扱うことも可能になるはずである。しかし、今回のデータ引継ぎ規定では、支援を受けた事業者は、特定のサービスを継続利用しなければ、そのデータ自体の引き継ぎを受けられない、と解釈すべきなのか。特定のサービス継続を望まない事業者に対する、データ引き継ぎの具体的な方法をご教示いただきたい。	要求水準書4(1)⑤は、本件の契約期間の終了後に、支援対象事業者が業務受託者の支援サービスの継続を望む場合において、業務受託者が本件で得たデータを委託業務終了後も継続して利用することができるものと定めたものです。業務受託者から支援対象事業者へのデータ引継ぎについては4(1)②エのとおりです。
10	要求水準書	4(2)③	圏域の事業者を対象としたセミナー開催にあたり、広報手段として、市のホームページ、播磨圏域の商工会を通じたご案内、市で運用されているSNSアカウント、および市報の利用は可能か。	可能です。詳しい内容については、契約締結前の事前協議により決定します。
11	募集要項	8	提案資料に関する様式は任意でページ数の指定等はあるか。また、資料印刷において両面または片面印刷等の指定はあるか。	脱炭素経営支援業務委託提出書類(提案資料)の各様式を使用し提出してください。なお、印刷方法やページ数については、様式5ー3, 5ー4, 5ー5, 5ー6の各様式に記載しています。
12	要求水準書	4(1)①ア	圏域内に事業所を有することとあるが、複数拠点がある場合の算定範囲が決まっていたら教えていただきたいです。 ①本社が圏域外だった場合は対象になるのか？ ②対象の場合は、圏域外の支店も算定するのか？ ③逆に一部拠点などが圏域外だった場合に、算定は圏域内だけなのか圏域外も含めるのか？	まず、圏域内に複数拠点がある支援対象事業者も、一つの事業者として取り扱います。 ①本社が圏域外である場合でも、圏域内に事業所があれば支援対象事業者となります。 ②圏域外の支店は算定する必要はありません。 ③②と同じで、圏域外の一部拠点は算定する必要はありません。